

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	農業振興事業補助金				補助金番号	E1-1		
所管部署	観光にぎわい部 農業振興課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市農業振興補助金交付要綱							
交付の目的	安定的な農業生産を支援することにより農業の振興を図る。							
補助対象経費	農畜産物直販事業補助金(定額補助)・・・直販事業に係る事業費、農業施設設置事業補助金(定率補助)・・・農業施設の設置に要した経費、農業制度資金利子補給金(定率補助)・・・大阪府農業経営基盤強化資金の貸付に対する利子							
補助率・補助額	その他							
交付先	直販、施設設置・・・団体 利子・・・個人							
開始年度	平成16 年度	終期年度	年度		サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

					(千円)
	H31(R1)	R2	R3	R4	
予算額	3,100	3,100	3,100	2,600	
決算額	1,695	1,848	1,929		
特定財源	国庫支出金	0	0		
	府支出金	0	0		
	その他	0	0		
一般財源	1,695	1,848	1,929		
					(件)
交付実績	9	12	10		

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	安定的な農業生産を支援することにより農業の振興を図ることを目的にしていることから、当該補助金は市民の利益に広く貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	農業振興補助事業の目的達成のため、農業生産を支援する面について補助金は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	安定的な農業生産には高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	農業施設の設置や直販の開催などの実施調査により効果を確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	農業者が取り組む活動への支援であることから、適切で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	本市の農業者に対する補助制度である。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	枚方市農業振興補助金交付要綱第3条別表により、補助金及び補給金の最大額もしくは補助対象経費に対するパーセンテージを設定している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	枚方市農業振興補助金交付要綱に明記している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	対象は本市の農業者であり、全農業者に周知している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	補助対象事業者、補助対象経費等について交付要綱に定めている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	交付申請時に予算決算状況を把握し、補助金申請の可否について判断している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	農林漁業の振興を図る「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の目的に関して、本補助金はその達成に資するものであり、今後 も必要であると考える。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	新規就農者農地集積支援事業奨励金				補助金番号	E1-2	
所管部署	観光にぎわい部 農業振興課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市新規就農者農地集積支援事業奨励金交付要綱						
交付の目的	本市において農業経営の確立を目指す新規就農者のために農地(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。))第4条第1項第1号に規定する農地をいう。)の集積を図る。						
補助対象経費	本市において農業経営の確立を目指す新規就農者のために農地(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。))第4条第1項第1号に規定する農地をいう。)の貸し付けを行った場合の奨励金。 次の各号に掲げる農地の区分に応じて当該各号に定める額(利用権の存続期間を10年以上とする場合にあっては、当該額に2を乗じて得た額)に、当該各号に掲げる農地の面積を乗じて得た額。 (1) 水稻栽培のみを認めた農地 30円／㎡ (2) 耕作を認めた農地(前号及び次号に掲げるものを除く。) 80円／㎡ (3) 耕作のためのビニールハウスの設置又は果樹栽培を認めた農地 100円／㎡						
補助率・補助額	定額補助						
交付先	市内に農地を所有する者						
開始年度	平成28 年度	終期年度	年度		サンセット期日	令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)				
	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	3,600	882	1,200	960
決算額	653	82	378	
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	653	82	378	
(件)				
交付実績	3	1	2	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	新規就農者への農地貸し出しを推進し、農地の遊休化を防止する目的であるため、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	農業の担い手不足が課題となっている中、農業を始めようとする新規就農者の農地確保に関する支援は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	農業者の高齢化や担い手不足により今後も高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	昔からの農業者が新規就農者に農地を貸すことで遊休化を防止する観点から一定の効果が望める。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	地域の農業者が主体となるため、効率的である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	枚方市新規就農者農地集積支援事業奨励金交付要綱に規定する対象者に交付を行う。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	農地の区分及び面積に応じて奨励金を交付する。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	枚方市新規就農者農地集積支援事業奨励金交付要綱の規定に基づき交付している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	事務事業実績測定において公表している。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	類似する制度はない

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	農業の担い手不足が課題となっている中、農業を始めようとする新規就農者の農地確保に関する支援は必要不可欠である。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	新規就農者経営安定化支援事業補助金				補助金番号	E1-3	
所管部署	観光にぎわい部 農業振興課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市新規就農者経営安定化支援事業補助金交付要綱						
交付の目的	本市において農業経営の確立を目指す新規就農者の農業経営の安定化を図る。						
補助対象経費	(1) 施設、機械等の購入、賃借又は補修 (2) 農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農地の賃借、管理等						
補助率・補助額	定率補助						
交付先	認定新規就農者						
開始年度	平成28 年度	終期年度	令和7 年度	サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
	予算額	9,000	6,000	4,500	4,500
	決算額	5,102	2,989	4,322	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
	一般財源	5,102	2,989	4,322	
(件)					
	交付実績	9	8	4	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	令和7年度が終期で、3年以内に終了予定の補助金のため、以下記載なし。	
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。		
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)		
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)		
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。		
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。		

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)		

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。		
	市単独の上乗せ等を行っていない。		

[団体運営補助]

該当	対応案

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。		
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。		

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。		

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案

4. 補助金の今後の方向性

方向性	
上記方向性を 選択した理由	
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	新規就農者確保事業補助金			補助金番号	E1-4
所管部署	観光にぎわい部 農業振興課				
根拠名称 (交付規則以外)	(国)農業人材力強化総合支援事業実施要綱、(国)新規就農者総合育成対策実施要綱、(府)新規就農者確保事業費補助金交付要綱、(市)枚方市新規就農者育成総合対策実施要領				
交付の目的	農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。 このため、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。				
補助対象経費	経営発展支援金 … 就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援 経営開始資金 … 新たに経営を開始する者に対して、資金を助成 就農準備資金 … 研修期間中の研修生に対して、資金を助成				
補助率・補助額	その他				
交付先	認定新規就農者				
開始年度	平成27 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
		H31(R1)	R2	R3	R4
予算額		9,000	6,000	4,500	6,000
決算額		9,000	6,000	4,500	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	9,000	6,000	4,500	
	その他	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	
(件)					
交付実績		6	4	3	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本市において農業経営の確立を目指す新規就農者の農業経営の安定化を図ることは、農を守ることに繋がりが、広く市民の利益に貢献する。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	施策目標である農を守り、活かすまちの達成のために、農業の担い手を育成し、本市での就農を促進する面において当該補助金は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	農業経営の開始直後は、経営が不安定であり、初期投資も必要となることから、ニーズが高い補助金である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	本市での就農を促進する面において当該補助金の交付は効果をあげている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	新規就農者への補助金であることから、委託・直接契約でなく補助金交付が適正である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する複数の新規就農者を補助金の交付対象者にしている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	経営発展支援金については、補助率75%としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	国の実施要綱、市の実施要領で定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	国の補助制度であるため、農林水産省のホームページで公表されている。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	国の補助制度である農業人材力強化総合支援事業実施要綱及び新規就農者総合育成対策実施要綱に基づく支援制度であり、現在も継続している。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	全額が国庫補助事業であり、市単独の上乗せ等を行っていない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要があり、公益性、必要性、有効性、公平性も認められるため、引き続き補助制度を継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	公共施設維持管理事業補助金				補助金番号	E1-6		
所管部署	観光にぎわい部 農業振興課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市公共施設維持管理事業補助金交付要綱							
交付の目的	土地改良区が実施する土地改良施設の維持管理事業に対して補助を行うことにより、農業の生産性の向上及びその保全を図り、都市と農業の調和を目指すことを目的とする。							
補助対象経費	土地改良区が行う土地改良施設の定期的な整備補修(水路、農道、ため池、揚水機、用排水機)に対して、対象経費の30%以内で交付。また、補助金額については各改良区から提出される予算書及び決算書から予算の範囲内で按分調整を行い決定。							
補助率・補助額	定率補助							
交付先	土地改良区							
開始年度	平成4 年度	終期年度	年度		サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
	H31(R1)	R2	R3	R4	
	予算額	6,700	6,700	6,700	4,700
	決算額	6,695	6,676	6,651	
特定財源	国庫支出金	0			
	府支出金	0			
	その他	0			
	一般財源	6,695	6,676	6,651	
(件)					
	交付実績	11	11	10	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	農業の生産性の向上及びその保全を図り、都市と農業の調和を目指すことを目的としているため、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	土地改良事業に係る施設の維持管理に必要な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	土地改良施設の適正な維持管理が農業生産性の向上に繋がることから、高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	定期的な整備補修を実行することで、農業の生産性の向上及び保全の効果をあげている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	対象となる土地改良施設は市所管施設でないことから、補助金交付が適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	土地改良区は公共的な事業を行う団体であることから、合理的な理由がある。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	対象経費の30%以内となっている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	枚方市公共施設維持管理事業補助金交付要綱に規定している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	補助金の対象となるのは市内の土地改良区のみ(11団体)であり、それらすべてには要綱等公表している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	補助金は、市内の土地改良区に対して交付している。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	交付申請時に予算決算状況を把握し、補助金申請の可否について判断している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	農業生産基盤を維持するとともに地域住民の安全を確保するため、引き続き実施する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	土地改良事業等補助金				補助金番号	E1-7		
所管部署	観光にぎわい部 農業振興課							
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市土地改良事業等補助金交付要綱							
交付の目的	農業生産基盤の整備等を促進し、農業の生産性の向上を図り、農空間の保全及び農業振興に資することを目的とする。							
補助対象経費	一般土地改良事業(井堰、樋門、水路、かんがい排水、暗きょ排水、機械用水、橋梁等の新設又は改修)や農道整備事業(農道、農道橋の新設又は改良)に対して、事業費の50%以内。ただし、幅員2m未満の農道整備事業やため池等整備事業(しゅんせつまたは護岸、堤体、取水・排水設備、安全柵の新設又は改修)は40%以内とし、1の事業につき、300万円を上限としている。							
補助率・補助額	定率補助							
交付先	土地改良区、水利組合、農業協同組合							
開始年度	平成16 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末			
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称						

2. 補助金の予算・決算等

(千円)				
	H31(R1)	R2	R3	R4
	予算額	19,000	19,000	19,000
	決算額	16,577	8,776	15,850
特定財源	国庫支出金	0	0	0
	府支出金	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	16,577	8,776	15,850
(件)				
	交付実績	19	9	21

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	農業は生産のみでなく、景観形成や防災の観点からも公共性が高く、農業振興を図ることは広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	農業生産の基盤の整備及び農業の生産性の向上を図り、もって本市における農業の振興を図ることを目的としている。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	近年、施設の老朽化によりニーズは高い。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	農業生産の基盤の整備及び農業の生産性の向上が図れている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	対象となる土地改良施設は市所管施設でないことから、補助金交付が適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	補助金の交付を受けることができる者は、本市に所在する土地改良区、水利組合又は農業協同組合のみとしている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助対象事業によって補助率を決めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	枚方市土地改良事業等補助金交付要綱に基づいて交付している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	対象は本市に所在する土地改良区、水利組合又は農業協同組合であり、全団体に周知している。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	枚方市土地改良事業等補助金交付要綱に基づき手続きを行っている
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	交付申請時に予算決算状況を把握し、補助金申請の可否について判断している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	農空間の整備及び農業振興に資するため。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	多面的機能支払交付金事業補助金				補助金番号	E1-8	
所管部署	観光にぎわい部 農業振興課						
根拠名称 (交付規則以外)	多面的機能支払交付金実施要綱(農林水産事務次官依命通知)、大阪府耕地事業補助金交付要綱						
交付の目的	農業者及びその他の参画者により構成された対象組織が実施する農地・農業用水等の資源や地域環境の保全向上のための取り組みに対して支援を行い、地域住民により継続的に資源が守られていくように誘導・指導する。また、交付金を対象組織に交付するための事務手続きを実施するほか、対象組織に対する事務上、技術上の指導を行うなど、本対策の円滑な推進に取り組むことを目的とする。						
補助対象経費	1.農地維持支払交付金…地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動に対して交付される。 2.資源向上支払交付金…地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動等に対して交付される。 経費の詳細として、活動参加者に対して支払った日当・資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費・活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費・パソコンなどのリース費など。						
補助率・補助額	定額補助						
交付先	団体(不特定)						
開始年度	平成25 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助		事業費補助	その他	
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)					
		H31(R1)	R2	R3	R4
予算額		767	767	1,680	2,136
決算額		998	812	1,710	
特定財源	国庫支出金	383	383	840	
	府支出金	192	192	420	
	その他(地元)	231	45	30	
	一般財源	192	192	420	
(件)					
交付実績		1	1	1	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	農地の多面的な機能に対する保全活動に支払われるもので、広く市民の利益に供する。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	農地の保全を主体的に行っていた農家の高齢化や担い手不足により保全活動が厳しくなっているため、継続した保全活動に必要不可欠な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	農地の保全を主体的に行っていた農家の高齢化や担い手不足により保全活動が厳しくなっているため、継続した保全活動に必要不可欠な補助金である。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	補助金交付により適正な農地の保全活動が行われ、農地の多面的な機能が発揮されている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	地域に精通した地域の方々が主体的に行うため、効率的できめ細やかな対応が可能となる。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	対象が農地の維持管理を行う団体である。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	活動組織の活動に対し、その面積に応じて定額を交付金として交付している。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	多面的機能支払交付金実施要綱(農林水産事務次官依命通知)及び、大阪府耕地事業補助金交付要綱に基づき行っている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	多面的機能支払交付金実施要綱(農林水産事務次官依命通知)及び、大阪府耕地事業補助金交付要綱に基づき行っている。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	多面的機能支払交付金実施要綱(農林水産事務次官依命通知)及び、大阪府耕地事業補助金交付要綱に基づき行っている。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	市単独の上乗せ等を行っていない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	農地のさらなる多面的機能の保全に繋がることから、継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	里山保全活動補助金				補助金番号	G4-10	
所管部署	観光にぎわい部 農業振興課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市里山保全活動補助金交付要綱、氷室地域まちづくり構想、枚方市里山保全基本計画、枚方市みどりの基本計画						
交付の目的	枚方市里山保全基本計画に基づき、本市における第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山に存する樹林地の維持管理に係る活動を行う団体に対し補助金を交付することにより、里山保全活動を支援するとともに、本市における里山保全活動を安定的かつ継続的に行う体制の確立を図り、もって、里山の保全に資することを目的とする。						
補助対象経費	維持管理活動の実施に要する経費(道具、医薬品、資材、保険料等) 普及・啓発活動の実施に要する経費(会場代、講師料、教材、印刷費等) その他、救命講習やチェーンソー、刈払機の安全教育受講料等						
補助率・補助額	その他						
交付先	本市における第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山を月1回程度、継続的に維持管理活動を行う団体。						
開始年度	平成19 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末		
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

					(千円)
		H31(R1)	R2	R3	R4
予算額		900	900	1,050	1,050
決算額		525	729	676	
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	525	729	676	
	一般財源	0	0	0	
					(件)
交付実績		6	6	6	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	里山保全に繋がることから、広く市民に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	ボランティア団体を支援することで、里山保全活動を安定的かつ継続的に行うことができる。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	自然環境の形成及び公益的な機能の高い森林づくりには、高いニーズが見込まれる。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	補助金交付により里山の維持管理の効果を上げている。また、生態系や自然環境の形成及び、公益的な機能の高い森林づくりの推進を図っている。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	ボランティア団体が主体的に取り組む活動への補助であり、適正である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	枚方市里山保全活動補助金交付要綱により交付要件を定めている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	枚方市里山保全活動補助金交付要綱において、維持管理活動の実施に要する経費ごとに算定基準を設けている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	枚方市里山保全活動補助金交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	ホームページで枚方市里山保全活動補助金交付要綱等の公表を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	里山保全は本来、権利者(立木支配権等所有者)のすべきことであるが、その依頼により、ボランティアで維持管理をされている団体として、公益上必要と認める活動である。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	交付申請時に予算決算状況を把握し、補助金申請の可否について判断している。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	改正・改善して継続
上記方向性を選択した理由	東部地域里山保全基金を財源とした里山保全活動補助金であり、ボランティアで里山の保全、維持管理活動に取り組んでいる団体に対し、安定した活動を支援するため、道具、資材、ボランティア保険、啓発等の経費を対象に補助金を継続する。 本事業は開始から10年以上が経過し、近年の災害等の影響による被害など、里山ボランティア活動団体の活動内容が変化しており、団体や個人の負担が増加し、活動の継続に支障が出ている。また、チェーンソー講習の受講料が法改正により増額になったことに伴い、受講者の負担額が大幅に増加することから、検討を行う。
対応完了・廃止予定時期	令和5年4月